

牧之原市津波避難計画



平成30年3月
牧之原市

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う巨大な津波により引き起こされた東日本大震災では、死者・行方不明者合わせて約 2 万人という甚大な被害をもたらした。

こうした状況を踏まえ、内閣府に設置されている有識者会議である南海トラフ巨大地震モデル検討会では、平成 24 年 8 月 29 日に、「南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等」として、さらに静岡県では、平成 25 年 6 月 27 日に、「静岡県第 4 次地震被害想定」として、現時点における科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大級の地震・津波による被害想定が発表された。

牧之原市は、15Kmの海岸線に多くの住民が居住し、中でも相良、榛原地区の市街地に人口が集中している状況となっている。

本市の被害想定は、最大震度 7、最大津波高 14m、津波浸水域 10.8 k m²と想定され、死者数は、14,000 人で、この内津波による死者数は 13,000 人となっている。

東日本大震災における甚大な被害を二度と繰り返すことがないように、津波から市民のいのちを守ること。地震に対する被害軽減対策は最重要課題となっている。

本市では、「静岡県第 4 次地震被害想定」に基づき、津波避難計画を策定した。

市民のいのちを守るためには、いかに早く確実に避難を実施できるかが重要であり、強い揺れを感じたら、すぐに住民一人ひとりが確実に安全な場所に避難できるよう、津波避難対象地域、避難場所及び避難路の指定、避難勧告や指示の発令及び伝達等について、「牧之原市津波避難計画」に定めるものである。

目 次

第一章 総則

1	津波避難計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の修正	1
4	用語の意味	1

第二章 避難計画

	地区設定の考え方	2
1	津波避難対象地域	2
(1)	津波避難対象地域の指定	2
(2)	津波避難可能地域の指定	3
(3)	津波避難困難地域の指定	3
2	津波避難施設	3
(1)	既存の津波避難場所	3
1)	市指定避難ビルの指定	3
(2)	津波避難施設の整備	5
1)	市指定避難施設の整備	5
2)	市指定避難路・避難地の整備	5
(3)	津波対応避難所の指定	5
1)	市指定津波対応避難所	5
3	津波浸水深及び津波到達予想時間	6
4	避難路・避難経路	6
5	避難方法	6
	津波避難のイメージ	6
	津波に対する心得	7

第三章 初動体制

1	災害配備基準	8
2	職員の連絡	9
3	避難情報の種類と住民に求める行動	9
4	避難勧告等の発令区分	9
(1)	避難準備高齢者等避難開始情報	9
(2)	避難勧告	9
(3)	避難指示	10
(4)	避難勧告・指示の解除	10
5	津波情報等の収集・伝達	11
(1)	津波警報等の種類及び内容	11
(2)	解説、発表される津波の高さ等	11
1)	津波警報・津波注意報	11
2)	津波予報・津波予報の解説	12

(3) 津波注意報、警報及び津波情報の伝達系統図	12
6 津波避難情報の伝達方法	13
(1) 津波避難情報の伝達先、伝達方法	13

第四章 災害時要配慮者への避難支援

1 災害時要配慮者への伝達方法	15
2 災害時要配慮者への援助	15
(1) 津波浸水区域における避難支援	16

第五章 津波ハザードマップ及び防災冊子

1 津波ハザードマップ及び防災冊子の配布	16
----------------------	----

添付資料 別紙一覧

別紙 1 津波浸水想定区域図	17
別紙 2 市指定一時避難施設の整備計画	18
別紙 3 市指定一時避難地・避難路の整備計画	21
別紙 4 最大浸水深と津波到達時間分析結果図	25

第一章 総則

1 津波避難計画の目的

津波避難については、住民一人ひとりの率先避難、地域ぐるみによる避難が基本であり、事前の備えと実践的な訓練を積み重ねることが重要である。

本計画では、東海・東南海・南海地震等、巨大地震による津波が発生した場合に備え、市民の生命、身体の安全を確保するために、円滑かつ適切な避難を行うことを目的として本計画を定めるものとする。

2 計画の位置付け

本計画では、現時点で考えうる最大クラスの地震・津波を想定し、静岡県第4次地震被害想定レベル2（以下「第4次地震被害想定」という）に対応した地域住民の避難行動を示すものとする。

さらに、津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間などが大きく異なるものであることを十分に認識し、人的被害を軽減するためには、「すぐに安全な高いところへ避難する」という行動原則の周知徹底を図り、いざ津波が襲来した場合、行政と住民が、共に迅速かつ的確に行動ができるよう本計画において定めるものとする。

3 計画の修正

本計画は、今後、国や静岡県が発表する被害想定や土地条件、施設整備等の状況変化に応じて、適宜修正を行うものとする。

4 用語の意味

(1) 津波浸水域

平成25年6月に静岡県第4次地震被害想定最大のクラスの地震レベル2の津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 津波避難対象地域

対象とする津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水域とする。

(3) 津波避難困難地域

津波到達時間までに津波避難対象地域の外に避難することが困難な地域とする。

(4) 津波避難施設

津波からいのちを守るための施設で、津波避難ビル、津波避難タワー、いのち山で市が指定するものをいう。

(5) 避難路

津波浸水域外の安全な避難場所に避難するための主要な経路で、市が指定するものを幹線避難路という。

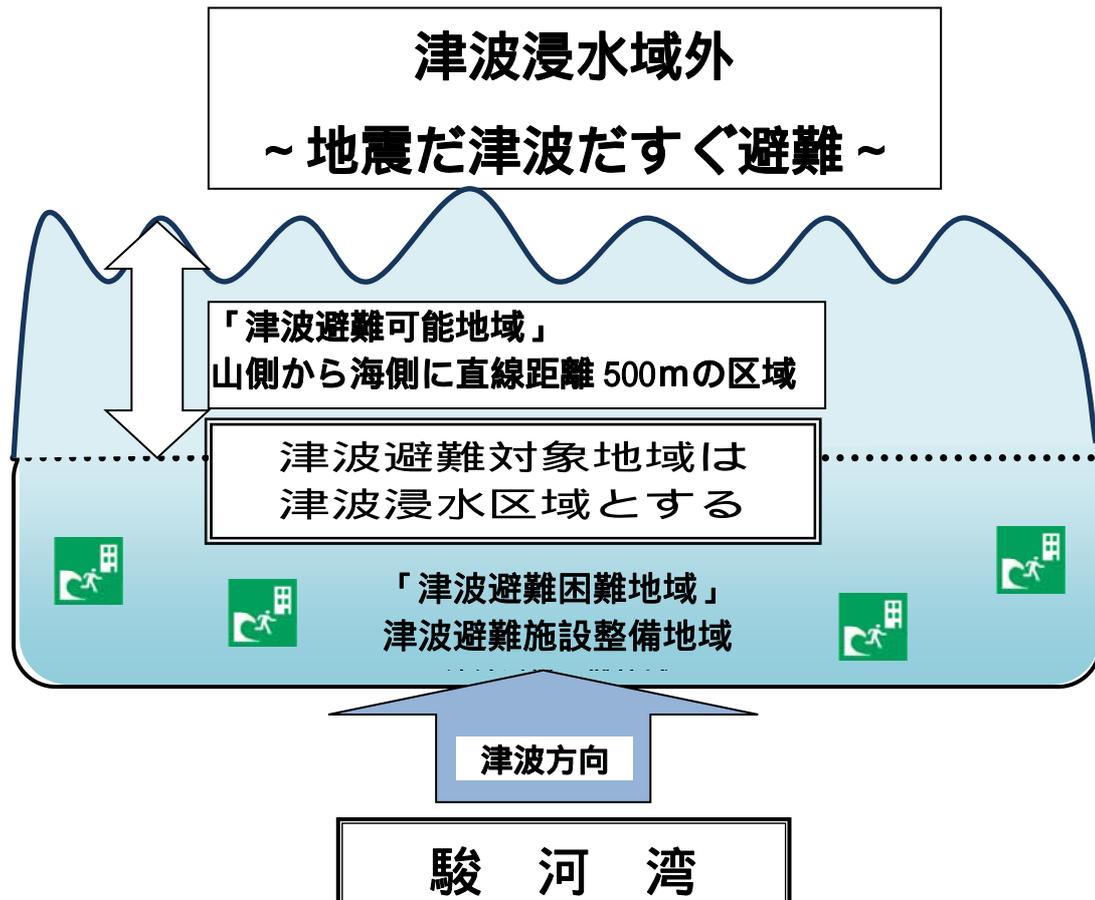
(6) 津波対応避難所

津波の危険から避難するため、津波浸水域外に定める場所をいう。市が指定するもので、情報機器、非常食糧、毛布等が整備されている場所をいう。

第二章 避難計画

本計画では、住民が、適切かつ迅速な避難方法を検討するに当たり参考となるよう第4次地震被害想定での津波の浸水域や到達予想時間、避難方法の目安を示すものとする。

【地区設定の考え方】



1 津波避難対象地域（別紙1参照）

津波避難対象地域は、津波が発生した場合に津波による被害が予想されるため、避難勧告等を発令する際に特に避難の対象となる地域であり、第4次地震被害想定での津波浸水域を別紙1のとおりとする。本地域の住民は、高台や津波浸水想定区域外など、安全な避難場所へ避難することとする。

（1）津波避難対象地区の指定

第4次地震被害想定の結果に基づき、住民のいのちを守るため、津波浸水域を「津波避難対象地域」に指定する。津波浸水域の住民は、地震が発生したら、直ちに避難行動を開始することとする。

(2) 津波避難可能地域の指定

第4次地震被害想定に基づき、津波浸水域の津波到達地点から海側に向かって直線距離500mの地域を「津波避難可能地域」に指定する。この地域の住民等は、地震が発生したら、直ちに津波浸水域外の高台や避難地へ避難することとする。

(3) 津波避難困難地域の指定

第4次地震被害想定に基づき、徒歩で津波浸水域外へ避難することが困難な地域を津波避難困難地域として設定する。津波避難困難地域は、津波浸水域から津波避難可能地域を除く地域を「津波避難困難地域」に指定する。

この地域の住民等は、地震が発生したら津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、いのち山）等へ避難する。

津波避難困難地域の住民は、地震が発生したら、ただちに避難行動を開始し、市が整備した津波避難施設や避難地へ避難する。

表1 津波避難対象地区 自治会別の避難人口一覧表 人口：平成24年9月1日現在

自治会名	大字	津波避難可能地域人数	避難路系困難地域	タワー系困難地域	自治会名	大字	津波避難可能地域人数	避難路系困難地域	タワー系困難地域
細江区	細江	2,979	0	405	波津区	波津	637	1,192	454
静波区	静波	3,229	0	2,271		波津1丁目	79	0	0
川崎区	道場	268	0	0		波津2丁目	53	0	0
	勝俣	640	0	0		汐見台	172	0	0
片浜区	片浜	393	796	0	須々木区	須々木	24	1,235	0
大江区	大江	62	416	411	落居区	落居	0	557	0
大沢区	大沢	1,227	0	0	地頭方区	地頭方	0	794	0
相良区	相良	125	0	891		地頭方1丁目	0	22	0
福岡区	福岡	0	0	539	新庄区	新庄	0	566	0
					遠渡区	新庄	0	383	0
						合計	9,888	5,961	4,971

*津波想定浸水区域人口=20,820人

*津波避難可能地域人口=9,888人

*津波避難困難地域人口=10,932人

内訳：避難路系避難困難人口=5,961人、タワー系避難困難人口=4,971人
 避難路計困難地域面積=306ha、タワー系避難困難面積=200ha

2 津波避難施設

(1) 既存の津波避難場所

1) 市指定避難ビルの指定

津波からいのちを守るためには、安全な高台に避難することを大原則とする。

市指定避難ビルについては、第4次地震被害想定地震・津波を対象とするもので、津波浸水域内の建物で表2の条件を満たす建物を避難ビルとして指定する。

表2 市指定津波避難ビルの要件

項目	指定要件
位置	第4次想定 津波想定浸水区域内に位置すること。
構造	RC または SRC であること。また、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法を定める件、平成23年国土交通省告示1318号」で定める必要な基準に適合するものであること。
避難地の高さ	津波避難ビルの高さは、想定浸水深1m以上は2階建て以上、2m以上は3階建以上 3m以上は4階建以上の条件を満足すること。 津波から避難者を屋上に受け入れる外付け階段を有する津波避難施設は、想定津波の基準水位に対して余裕高さ3m以上であること。

表3 市指定津波避難ビル一覧表 (平成30年3月現在)

	所在地	施設名称	m 津波高 地盤高	上段 海拔m				下段 収容面積㎡				構造
				3階	4階	5階	6階	7階	8階	屋上	合計	
1	静波 447-1	牧之原市役所 (榛原庁舎)	5.0 3.5	11.7 691	15.5 853	19.3 747	23.2 786	27.0 142	30.8 115		㎡ 3334	RC造
2	相良 275	牧之原市役所 (相良庁舎)	5.6 3.5	12.7 1137	16.5 1137	20.3 80					㎡ 2354	RC造
3	細江 6664-3	清掃センター さんあーる	5.4 2.0	- -	19.0 760						㎡ 760	SRC造
4	静波 447-1	榛原文化センター	5.0 3.8	12.2 443							㎡ 443	RC造
5	静波 850	県立榛原高等学校 第1棟	5.0 3.9	11.9 937	15.7 937						㎡ 2354	RC造
		県立榛原高等学校 第2棟	5.0 3.9	11.9 669	15.7 669						㎡ 1338	RC造
6	波津 1700-3	県立相良高等学校 南館	6.6 4.6	13.2 982	17.2 882	21.1 850					㎡ 2714	RC造
		県立相良高等学校 北館	6.6 4.6	13.2 852	17.2 852	21.1 852					㎡ 2556	RC造
		県立相良高等学校 商業棟	6.6 4.6	13.2 436							㎡ 436	RC造
7	相良 283	相良中学校管理 特別教室棟	5.7 3.5	11.4 665	15.0 593						㎡ 1258	RC造
		相良中学校 教室棟	5.7 3.5	11.4 567	15.0 567						㎡ 1134	RC造
8	静波 1001-1	川崎小学校 C棟	5.1 3.5	11.6 456	15.4 456						㎡ 912	RC造
9	片浜 1210	旧片浜小学校 管理棟	11.9 6.0							17.7 368	㎡ 368	RC造

10	波津 1643	相良小学校 C棟	5.8 3.9	11.5 619	15.1 619						m ² 1238	RC造
11	静波 2130-5	静波コミュニティ防災 センター	7.1 3.0							14.8 268	m ² 268	RC造
12	相良 58-1	相良コミュニティ防災 センター	7.0 4.7							12.0 151	m ² 151	RC造
13	波津 619-2	牧之原市防災研 修センター	7.8 5.1	13.5 339						17.3 311	m ² 650	RC造

(2) 津波避難施設の整備

1) 市指定避難施設の整備(別紙2参照)

第4次地震被害想定での津波避難困難地域の内、安全な避難施設に逃げることができない住民4,971人を対象に別紙2のとおり津波避難施設12箇所(避難ビル1箇所、津波避難タワー9箇所、いのち山2箇所)の整備を平成30年5月までに完了する予定となっている。

2) 市指定避難路・避難地の整備(別紙3参照)

第4次地震被害想定での津波浸水域の内、背後地に山がある片浜区、大江区、波津区、須々木区、落居区、地頭方区、新庄区、遠渡区には、津波の危険から避難するための避難路20箇所(階段、スロープ構造)を別紙3のとおり整備する。

平成30年3月時点の避難路・避難地の整備状況は、15箇所が完成し、平成31年3月までに残り5箇所の整備を完了する予定となっている。

(3) 津波対応避難所の指定

1) 市指定津波対応避難所

第4次地震被害想定に対応した、津波浸水域の外に市が定める避難所で、非常食料、保存水、毛布、簡易トイレ等が整備されており、ある程度の期間にわたって避難が可能な場所とする。

原則として避難所は、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を対象とするが、状況により屋外に設置された仮設テントなどを指定する場合もある。

表4-1 第4次地震被害想定 市指定避難ビル・津波対応避難所一覧表

避難対象地域		市指定避難ビル、タワー等		市指定津波対応避難所	
		施設名	収容人数	施設名	収容人数
榛原地区	静波川崎	牧之原市役所榛原庁舎	1,667人	坂部保育園	49人
		榛原文化センター	221人	坂部小学校	465人
		県立榛原高等学校	1,846人	勝間田保育園	19人
		川崎小学校	456人	勝間田小学校	430人
		静波コミュニティ防災センター	536人	勝間田会館	83人
		Bブロック津波避難タワー	892人	牧之原コミュニティセンター	93人
		Fブロック津波避難タワー	380人	川崎コミュニティ防災センター	85人
		Gブロック津波避難タワー	200人	榛原中学校	1,240人
		Eブロック津波避難タワー	245人	細江保育園	38人
		Hブロック津波避難タワー	244人	細江コミュニティセンター	190人
細江	細江	Aブロック津波避難タワー	310人	細江小学校	981人
		清掃センターさんあーる	300人		
片浜	片浜	Iブロック津波避難タワー	405人		
		旧片浜小学校	736人	菅山小学校	695人
相良地区	大江大沢相良福岡津須々木落居地頭方新庄	大江地区防災公園	411人	菅山農業就業改善センター	66人
		金刀比羅山防災公園	581人	菅山保育園	6人
		牧之原市役所相良庁舎	1,177人	あおぞら保育園	26人
		県立相良高等学校	2,853人	萩間保育園	11人
		相良小学校	368人	萩間小学校	311人
		相良中学校	567人	牧之原保育園	22人
		相良コミュニティ防災センター	302人	牧之原小学校	514人
		牧之原市防災研修センター	521人	牧之原中学校	526人
		Kブロック津波避難タワー	548人	地頭方幼稚園	18人
		Lブロック津波避難タワー	234人	地頭方保育園	13人
				豊岡公民館	50人
				豊通物流(株)	50人
				地頭方公民館	92人
合計		24箇所	16,000人	25箇所	6,073人

市指定津波対応避難所は、第4次地震被害想定で津波浸水域外の堅牢な建物をいう。

一人当たりの床面積は、3.0/m²とする。

※ 避難地及び市指定津波対応避難所については、施設が位置する地区に対応するよう記載したものであるが、災害時に有効な避難活動が行えるよう、地域間の連携を図るものとする。

3 津波浸水深及び津波到達予想時間（別紙4参照）

各地域の津波の浸水深及び津波到達予想時間は、別紙4「最大浸水深と到達時間分析結果図」を参考とし、より迅速な避難を心掛ける。

なお、第1波が最大とは限らず、場所によって、第2波、第3波の津波高が高い場合があり、少なくとも12時間以上の警戒が必要である。

4 避難路・避難経路

避難路とは、避難者が避難施設（市指定避難ビル、市指定避難施設）及び市指定避難地まで安全に最も短時間で到達できる経路で、本市の主要道路を対象に指定する。

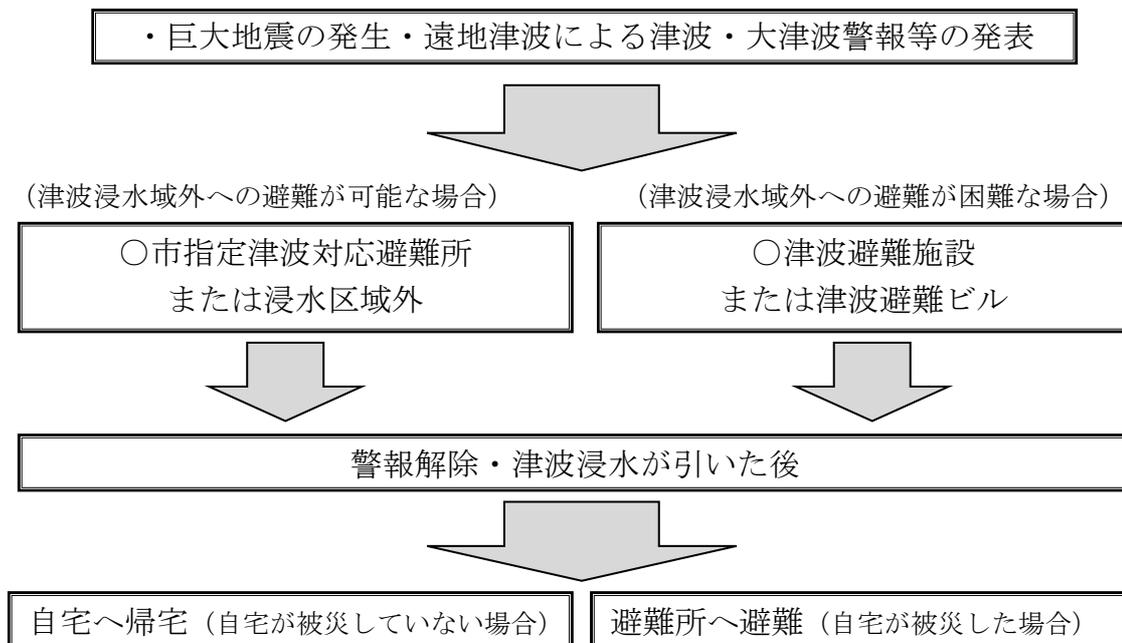
避難経路とは、住民（自主防災会）が設定するものをいい、避難施設又市指定避難地にいたる全ての道路を対象とする。

5 避難方法

地震・津波発生時には、地震の揺れや液状化などによる家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、交通渋滞の発生などが想定され、自動車では円滑な避難ができない可能性が高いことから、徒歩及び車いすでの避難を原則とする。

ただし、牧之原市災害時要援護者避難支援計画に登録されている要援護者の中で、避難タワー等に避難する要援護者及び支援者を対象に自動車の利用はやむを得ないと考える。

【津波避難のイメージ】



【津波に対する心得】

震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れを感じたらすぐ避難」を徹底しましょう。

原則 1【避難は徒歩】

東日本大震災において、地震直後に自動車で避難した人が続出して道路が渋滞し、自動車ごと津波にのみこまれて命を落としてしまった人が多かったため、避難の方法は徒歩を原則とする。

ただし、避難は原則として徒歩とするが、海に面した地域は津波到達時間が5分程度と予測されており、牧之原市災害時要援護者避難支援計画に登録されている要援護者及び支援者を対象に自動車の利用はやむを得ないものとする。

原則 2【揺れがおさまったら、すぐ避難】

当市は震源域が近いことから、揺れがおさまってからわずか数分で津波が到達するため、揺れがおさまったら直ちに避難する。

原則 3【できるだけ、高いところへ避難】

できるだけ高い場所へ避難する。

平常時から津波避難訓練に参加し、市指定津波避難ビルや避難タワー等までの避難経路を確認しておきましょう。

原則 4【第2波、第3波に注意】

津波は海岸や海底の地形によって複雑な動きをし、地形によっては第1波よりも第2波や第3波のほうが高くなることもある。津波警報や津波注意報が解除されるまでは警戒し、安易に自分で判断しない。

原則 5【小さな揺れにも注意】

揺れが小さくても、津波が小さいとは限らない。

揺れがあったら自ら進んで正確な情報を収集する。

第三章 初動体制

1 災害配備基準

津波注意報や津波警報等が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の動員体制は、次表のとおりとする。なお、それぞれの配備における人員配置については、別に定める水防対策体制表を準用する。

地震災害対策にかかると職員動員体制

(平成26年4月1日改訂)

区	分	基 準	内 容	人 員 配 置
事前配備 (必要に応じ災害対策本部設置)	指標2体制	東海地震に関連する調査情報 の発表があったとき 市内震度観測点で 震度4 の地震を気象庁が発表したとき	情報の収集、伝達が行える体制	水防対策体制表(指標2)を準用 (他の職員自宅待機)
	指標3体制	市内震度観測点で 震度5弱 の地震を気象庁が発表したとき	応急対策活動が行える体制 *本部署は「地震対策本部」とする	水防対策体制表(指標3)を準用 (他の職員自宅待機)
	指標4体制	市内震度観測点で 震度5強 の地震を気象庁が発表したとき	救助活動等の応急対策が円滑に行える体制 *本部署は「地震対策本部」とする	水防対策体制表(指標4)を準用 健康福祉部全員 (他の職員自宅待機)
災害(警戒)対策本部設置		1 市内震度観測点で 震度6弱以上 の地震を観測し気象庁が発表したとき 2 東海地震に関する 注意情報 が気象庁より発表されたとき 3 東海地震に関する 予知情報 (警戒宣言発令)が気象庁より発表されたとき 4 本部長が必要と判断した場合	状況に応じた災害対策に万全を期する体制	全 員 牧之原市災害対策本部編成表による体制
市長が必要と認めた場合は、配備基準を変更することができる。 なお、各配備体制は被害の状況によって自宅待機の職員についても動員をする。				

津波情報に伴う職員動員体制

(平成26年4月1日改訂)

区	分	基 準	内 容	人 員 配 置
事前配備 (必要に応じ災害対策本部設置)	指標2体制	津波注意報 の発表があったとき (発表される津波の高さ 1m)	情報の収集、広報等連絡体制ができる体制	水防対策体制表(指標2)を準用 *排水機場要員除く 地区担当班 (他の職員自宅待機)
	指標3体制	津波警報 の発表があったとき (発表される津波の高さ 1m超～3m)	情報の収集、広報、避難地・避難所開設準備の体制 *本部署は「津波対策本部」とする	水防対策体制表(指標3)を準用 *排水機場要員除く 地区担当班 (他の職員自宅待機)
災害対策本部設置 地震災害警戒本部設置		大津波警報 の発表があったとき (発表される津波の高さ 3m超)	状況に応じた災害対策に万全を期する体制	全 員 牧之原市災害対策本部編成表による体制
市長が必要と認めた場合は、配備基準を変更することができる。 なお、各配備体制は被害の状況によって自宅待機の職員についても動員をする。 ただし、注・警報発令時には自分の身の安全を最優先とし、参集する場合には細心の注意を図ること。				

2 職員の連絡

職員の動員は、前述の各災害対策別の職員動員体制基準により、原則として、連絡を待たずに直ちに参集する。

3 避難情報の種類と住民に求める行動

避難情報の種類と住民に求める行動は次表のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
注意喚起 高齢者等 避難開始 情報	①具体的な規模は不明であるが、津波の到来が予測される場合 ②遠地津波の情報により、津波到達時間に余裕のある場合で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①海岸利用者は直ちに、海岸から離れる。海岸、河口部に近づかない。 ②要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難を開始（避難支援者は支援行動を開始） ③上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、直ちに避難行動を開始
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまが無い場合は生命を守る最低限の行動をとる

4 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は以下のとおりとする。（牧之原市避難勧告等の判断・伝達マニュアルを参照）

（1）避難準備・高齢者等避難開始情報

災害の可能性がある場合で、法的根拠はないが、要援護者の生命を守るため、すぐ避難ができるように準備を行うものである。

（2）避難勧告

災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に、市民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。災害対策基本法第60条の規程に基づき、市長が行う。

（3）避難指示

災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、「避難勧告」より強く市民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。災害対策基本法第60条の規定に基

づき、市長が行う。

＜避難勧告等の発令区分等＞

区分	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始情報	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外のものは、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示 (緊急)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合 ・人的被害が発生した場合	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

(4) 避難勧告・指示の解除基準

避難勧告・指示（緊急）の基準は、気象庁本庁（静岡地方気象台）から津波注意報又は津波警報等の解除が発表されるなど、津波による被害発生の恐れがないと判断された時点とする。

5 津波情報等の収集・伝達

静岡地方気象台は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次

津波予報、津波注意報、津波警報等の津波情報を発表する。

(1) 津波警報等の種類及び内容

・大津波警報（特別警報）：高いところで3メートルを超える津波が予想される場合に発表。

- ・津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表。
- ・津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表。
- ・津波予報：津波の心配がない場合や若干の海面変動が予想されるが災害のおそれがない場合に発表。

(2) 解説、発表される津波の高さ等

1) 津波警報・津波注意報

津波警報・津波注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ

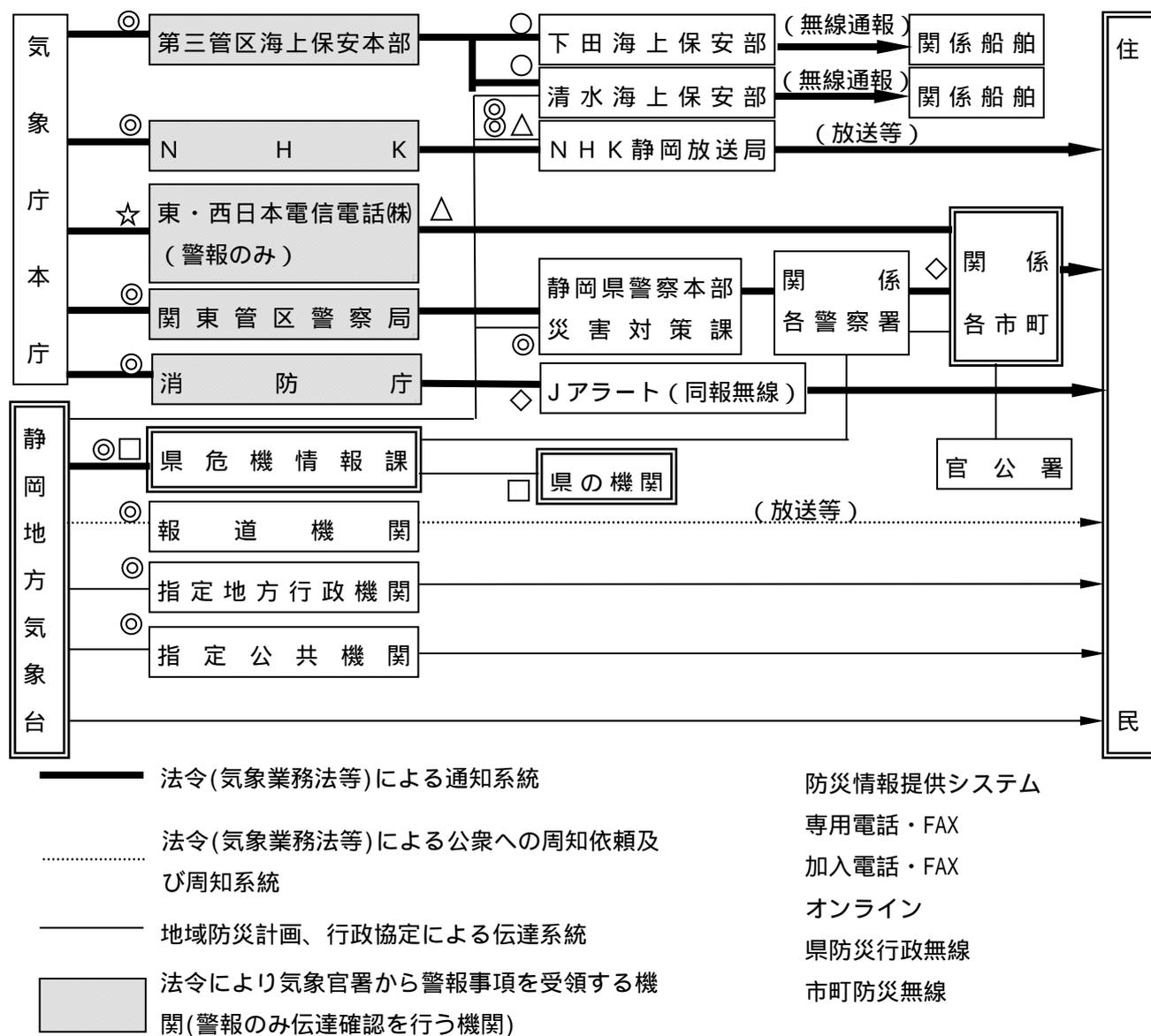
予報の種類	分類	解 説	発表する津波の高さ	
			数値表現	定性的表
注意報	津波注意報	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	20 c m以上 ～ 1m	(表記しない)
		津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	1m超～3m	高い
警報	大津波警報（特別警報）	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m超	巨大

2) 津波予報・津波予報の解説

	内 容

津波予報	<津波が予想されないとき> 津波の心配がない旨を発表。(地震の情報等に含めて発表)
	<海面変動が予想されたとき> 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。(津波に関するその他の情報に含めて発表)
	<津波注意報解除後も海面変動が継続するとき> 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。(津波に関するその他の情報に含めて発表)

(3) 津波注意報、警報及び津波情報の伝達等系統図



津波注意報、警報及び津波情報の伝達等系統図

6 津波避難情報の伝達方法

(1) 津波避難情報の伝達先、伝達方法

津波避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は、次のとおりとする。

伝達先	伝達方法	伝達担当班
【住民等】 住民	同報無線 市ホームページ 携帯電話メール テレビ・ラジオ 市広報車 消防車	広報班 建設班 消防団
【自治会等】 自治会長	電話・FAX	総括班 広報班
【防災等関係機関】 静岡県中部危機管理部 静岡県島田土木事務所 牧之原警察署	電話・FAX 県防災FAX FUJISAN	総括班
【報道機関】 新聞社・テレビ	電話・FAX	広報班
【福祉関係機関】 要援護者関連施設 災害時における応援協定を結ぶ民間社会福祉施設	電話・FAX	福祉班
【市関係機関】 公共施設（避難所）	地域防災無線 電話・FAX	情報班

※ 住民等への連絡において、地域防災無線、電話及び緊急速報メール等を使えない場合は、災害対策本部支部職員等による伝令及び広報車による呼びかけを行う。

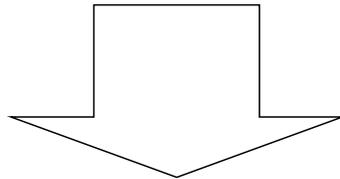
次の伝達手段により伝達し、漏れがないか確認する。

牧之原市災害対策本部

(態勢：事前配備、警戒配備、第一・二・三配備)

手段

- 電話・FAX
(自治会長等へ)
(災害時要援護者関連施設)
- 緊急速報メール (エリアメール)
- 牧之原市情報配信サービス「まきのはら t e a メール」
- 市のホームページへの掲載
- 広報車での広報
- 同報無線
- 報道機関への情報提供



住民 (市民)・福祉関係機関

自治会・自主防災組織からの情報
テレビ・ラジオ・携帯電話による情報
まきのはら t e a メール (メールアドレス登録者) からの情報
インターネットによる情報
同報無線からの情報
広報車からの情報

第四章 災害時要救護者への避難支援

大規模な津波が発生した場合、地震発生から津波が到達するまでの限られた時間

内に、市職員の体制だけで要救護者を安全に避難させることは困難である。

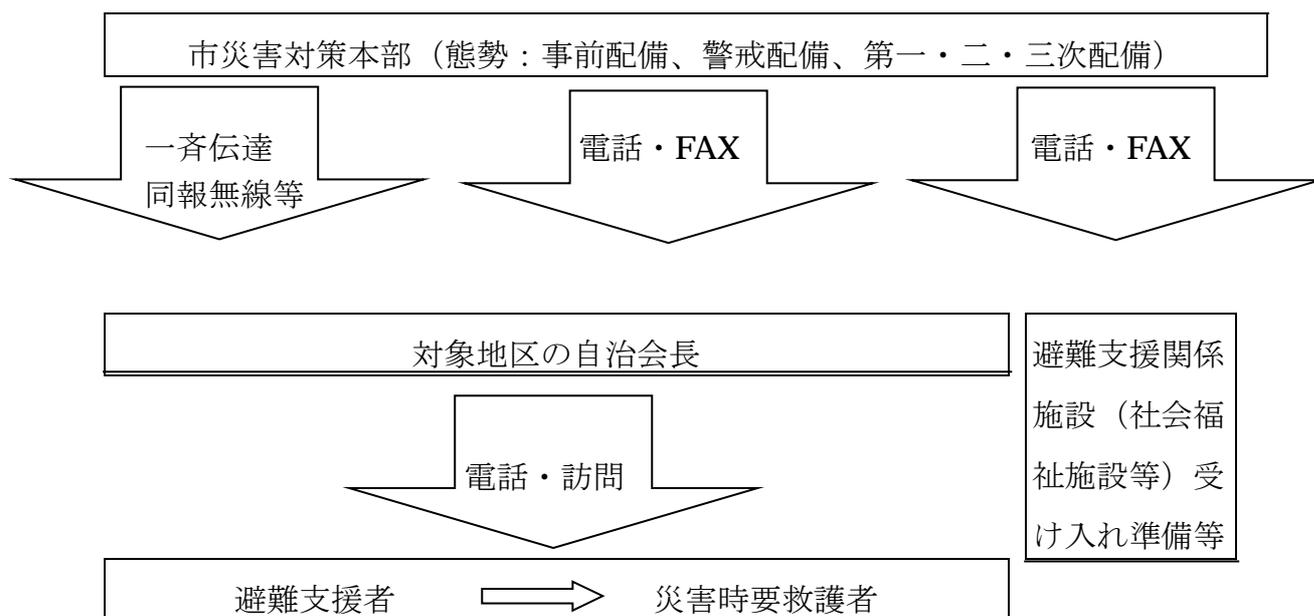
市と自主防災組織が連携し要救護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、「牧之原市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害時における災害時要救護者のいのちを守る。

＊「災害時要救護者避難支援計画」

市が作成する要救護者に一人ひとりに対応した具体的な避難支援計画のこと。災害時要救護者として登録されているのは、避難時に自力での避難が困難な方で、家庭内に援助できる家族がいない方及び恐れのある方です。これらの方を地域ごとに支援計画に登録し、自主防組織を中心とした地域の皆様が支援していのちを守る計画です。

1 災害時要救護者への伝達方法

地震発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などをとることが困難な災害時要救護者に対する伝達方法は、次のとおりとする。



2 災害時要配慮者への援助

市災害対策本部から避難勧告・避難指示が発令されたときは、災害時要救護者の避難場所への介護及び搬送は、本人の親族、登録している支援者、近隣者、本人が属する自主防災会等が担当する。

(1) 津波浸水区域における避難支援

海に面した津波浸水区域を有する自主防災会は、海岸ていせんへ 50cm 津波到達時間が 5 分程度で避難に要する時間がないことから、市から要救護者への避難支援

要請を待ってから行動を開始したのでは、自分たちの避難はもとより、要救護者を伴った避難は困難と考えられるため、地震の揺れがおさまるのを待って自主的に要救護者の支援活動を開始するものとする。

なお、本市では徒歩による避難を原則としているため、避難支援者は、要救護者を背負うなどして所定の避難タワー及び避難地等へ避難するものとする。

ただし、避難タワー等での一時避難が困難と考えられる要救護者については、避難支援者が避難対象地域外の福祉避難所へ車で搬送する。

第五章 津波ハザードマップ及び防災冊子

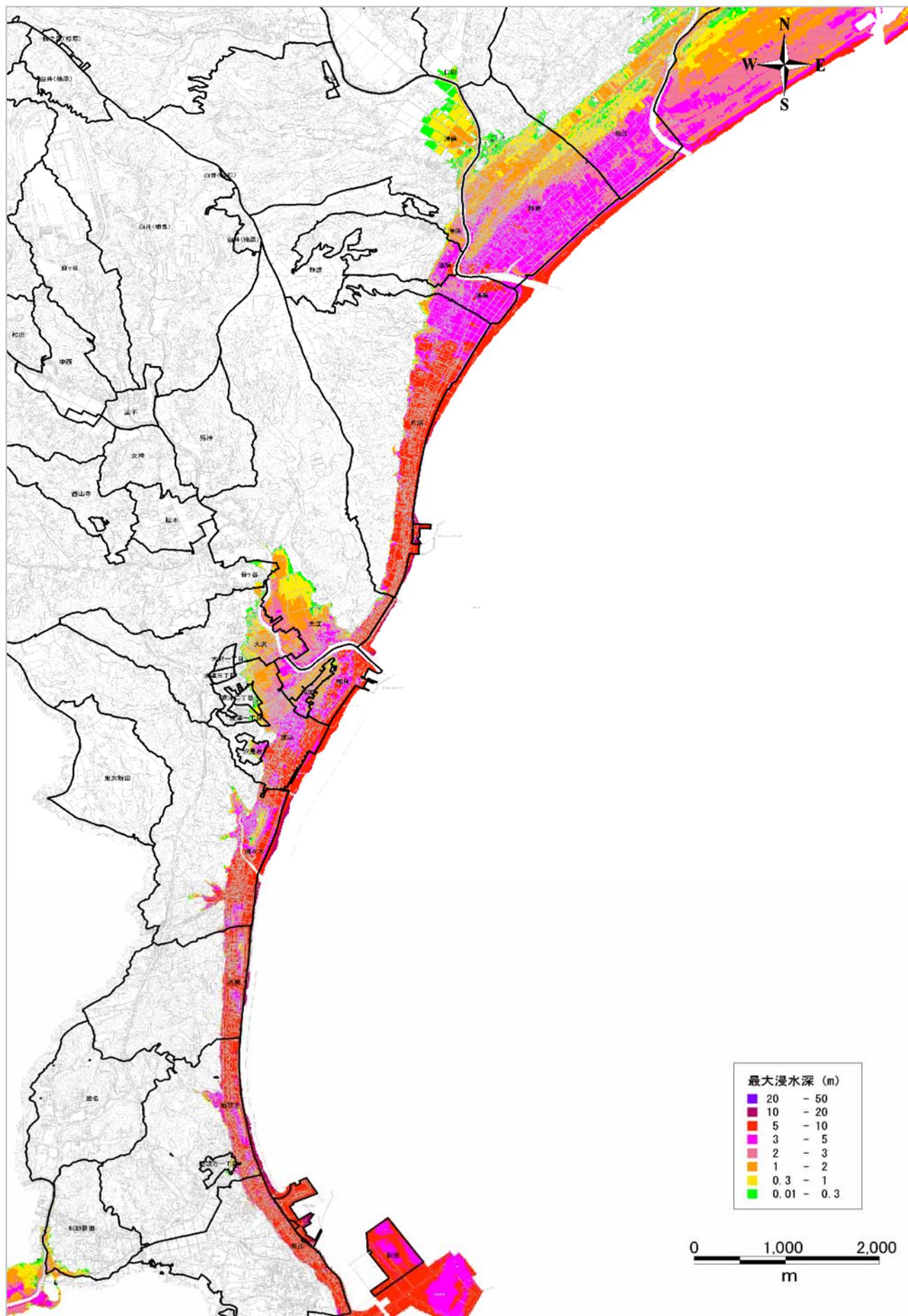
津波ハザードマップとは、静岡県第4次地震被害想定レベル2（1000年から数千年に一度程度発生）の最大クラスの津波浸水想定区域や牧之原市地域防災計画に基づく、避難所、救護所、防災拠点に記載した図面のことである。防災冊子は、地震災害、風水害及び土砂災害に対して安全な避難方法、身の守り方等を記載しています。

平成26年6月に作成した牧之原市津波ハザードマップ及び我が家の防災対策冊子は、市民一人ひとりが地域における津波、地震災害、風水害、土砂災害の危険性を認識して、いざという時に備え、安全かつ確実に「自らのいのちを守る」行動がとれるよう活用するもので、地域住民の避難支援の一助となるよう市内全世帯に配布しました。

別紙一覽

- 別紙 1 静岡県第4次地震被害想定レベル2 津波想定浸水区域図
- 別紙 2 市指定一時避難施設の整備計画
- 別紙 3 市指定一時避難路・避難地の整備計画
- 別紙 4 最大浸水深と津波到達時間分析結果図

別紙 1 静岡県第 4 次地震被害想定レベル 2 津波想定浸水区域図



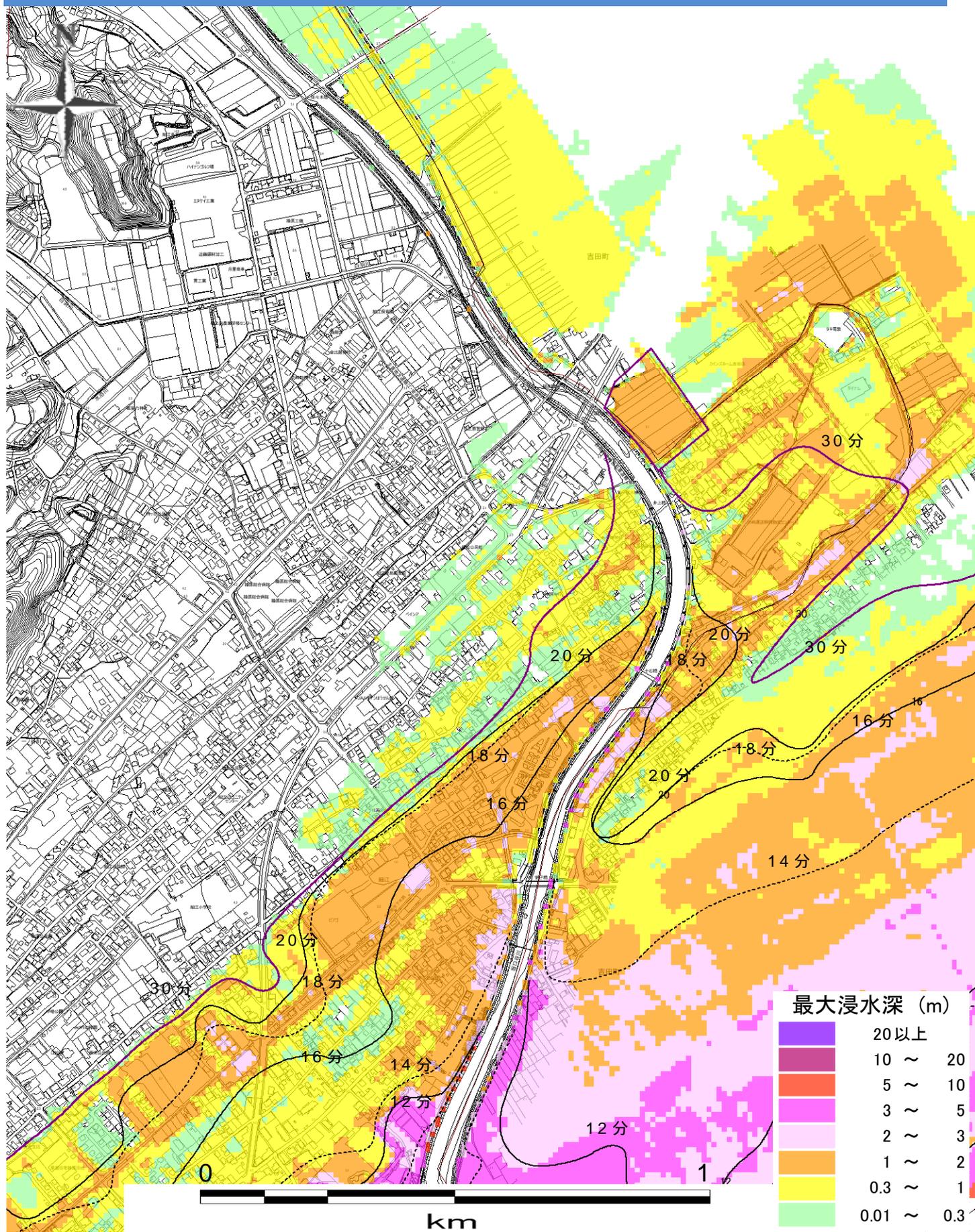
別紙 2 市指定一時避難施設の整備計画

地区名	ブロック名	構造	所在地	目標物名称	完成
川崎地区	A	タワー	静波2960-3	静波 10 丁目公民館東	平成 30 年
	B	タワー	静波2872-1	旧静波西保育園跡地	平成 27 年
	C	公共施設	静波1001-1	川崎小学校	既存施設
	D	公共施設	静波2130-5	静波コミュニティ防災センター	既存施設
	E	タワー	静波2219-3	静波キャンプグラウンド北側	平成 29 年
	F	タワー	静波1698-79	市営住宅 東海団地	平成 27 年
	G	タワー	静波1974-1	榛原交番南側	平成 28 年
	H	タワー	静波1251-1	慶住寺南側	平成 29 年
細江地区	I	タワー	細江390-1	東慶林公園	平成 27 年
相良地区	J	いのち山	大沢180-1	相中サブグラウンド南側	平成 29 年
	K	タワー	福岡61-1	福岡区公民館北側	平成 29 年
	L	タワー	波津1310-31	樋尻川南側	平成 29 年
	M	避難ビル	波津691-2	相良本通り駐車場	平成 27 年
	N	いのち山	相良265-8	金刀比羅山	平成 29 年

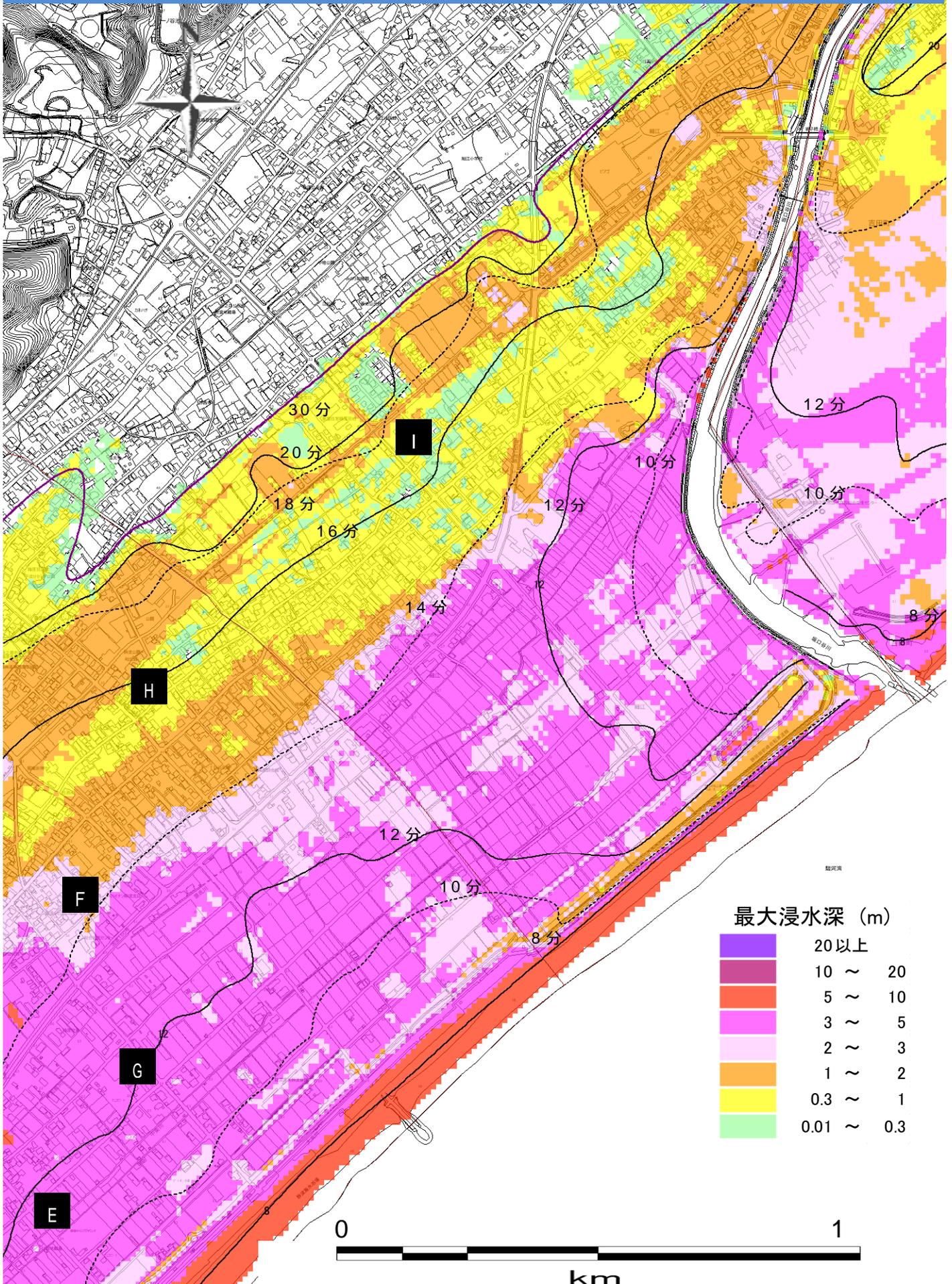
別紙3 市指定一時避難地・避難路の整備計画

地区名	番号	名称	所在地	完成予定
片浜地区	1	片浜6号(木之宮神社)	片浜 1017	平成 28 年
	2	片浜5号(お観音様)	片浜 1229-2	平成 30 年
	3	片浜4号(坂上)	片浜 2371-3	平成 28 年
	4	片浜3号(せど裏山)	片浜 2919	平成 30 年
	5	片浜2号(滝乃宮)	片浜 3052	平成 29 年
	6	片浜1号(仁藤)	片浜 3355	平成 31 年
相良地区	7	大江2号(谷の道)	大江 695-33	平成 28 年
	8	大江1号(お不動山)	大江 678-2	平成 31 年
	9	波津2号(秋葉神社)	波津 1006-6	平成 28 年
	10	波津1号(晴海台)	須々木 370-1	平成 30 年
	11	須々木4号(善明院)	須々木 1967-5	平成 28 年
	12	須々木2号(マルトウ製茶工場前)	須々木 719-1	平成 31 年
地頭方地区	13	落居3号(カタセ)	落居 160-1	平成 29 年
	14	落居2号(祇園春日神社前)	落居 206-1	平成 29 年
	15	落居1号(中山洋服店山側)	落居 359-1	平成 31 年
	16	地頭方4号(うおとも裏)	地頭方 1602-2	平成 30 年
	17	地頭方3号(北山・遠州工機裏)	地頭方 1289-6	平成 28 年
	18	地頭方2号(寺坂)	地頭方 1006-2	平成 31 年
	19	地頭方1号(マンション横)	地頭方 1036-1	平成 29 年
	20	遠渡1号(メガネトンネル上)	新庄 2614-3	平成 28 年

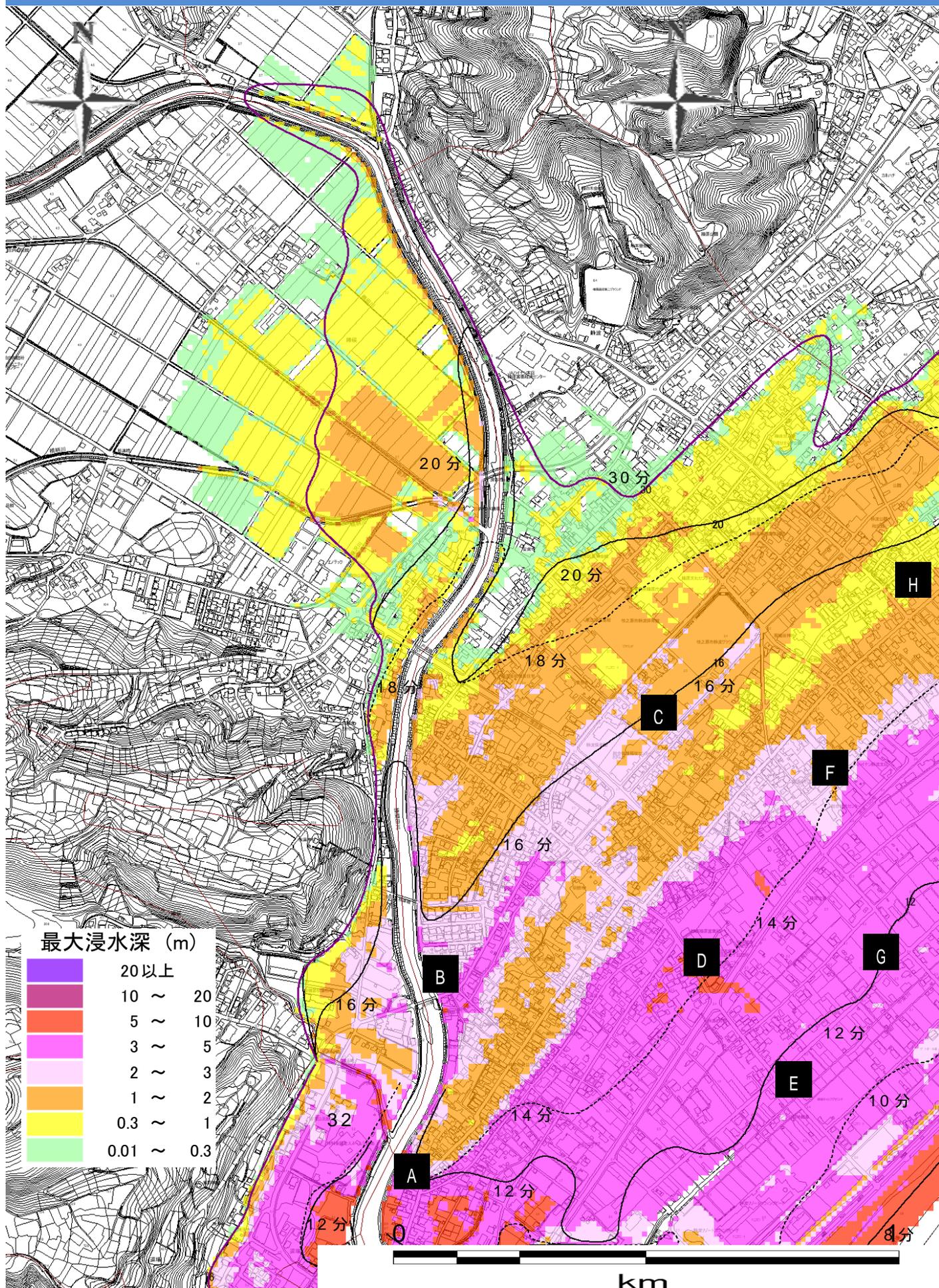
南海トラフ巨大地震被害想定図 細江地区(1)



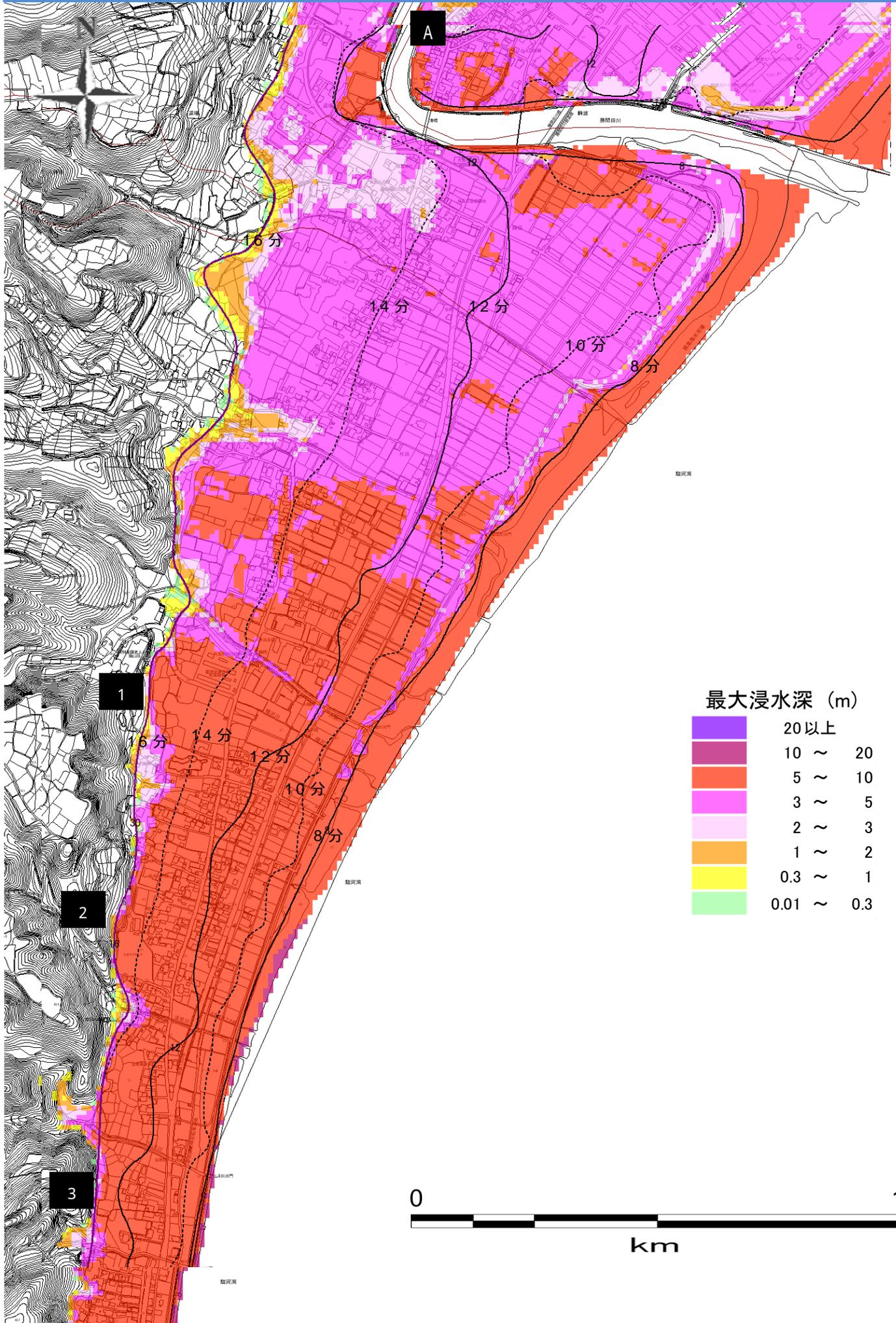
南海トラフ巨大地震被害想定図 川崎地区(1)



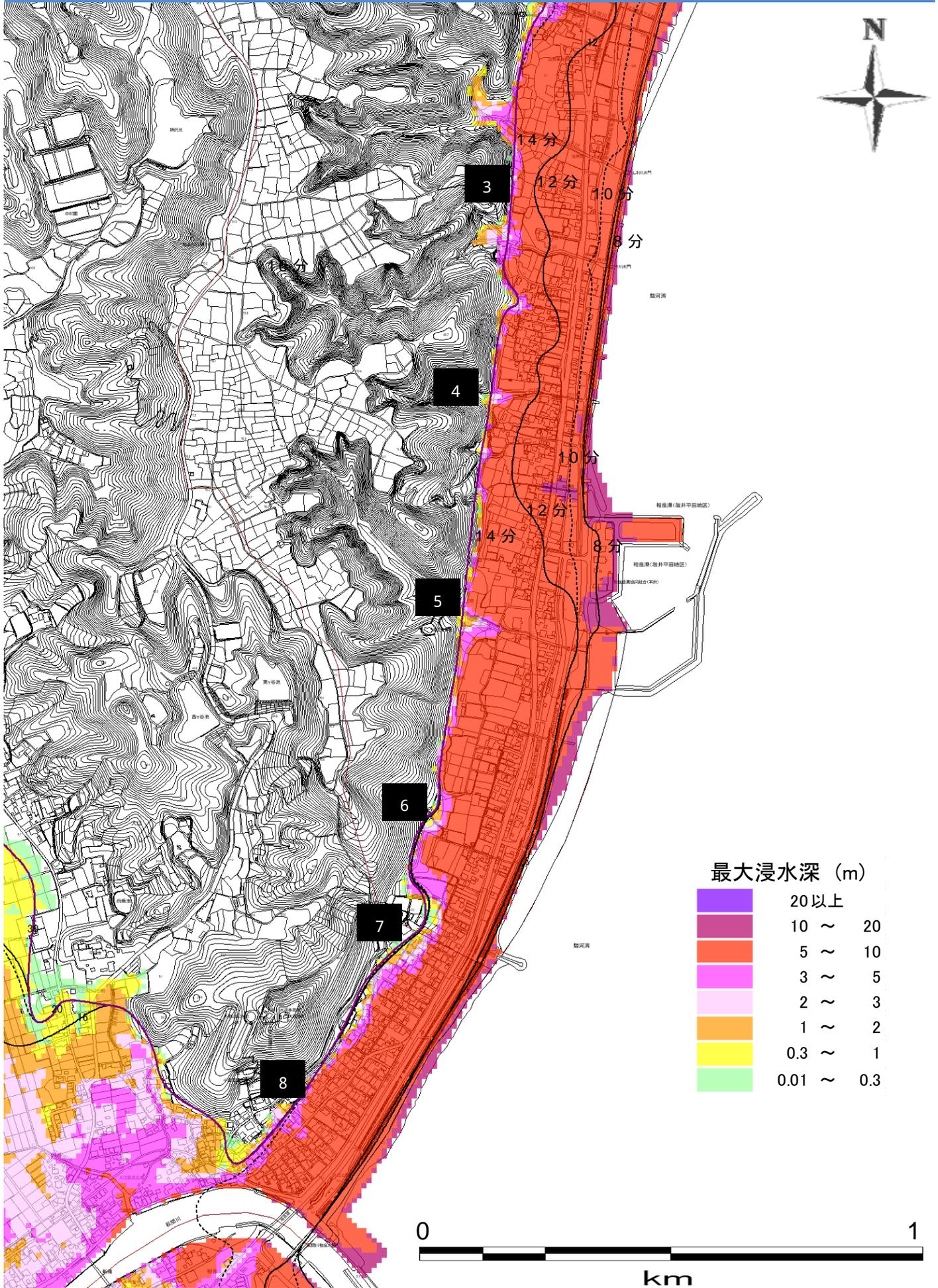
南海トラフ巨大地震被害想定図 川崎地区(2)



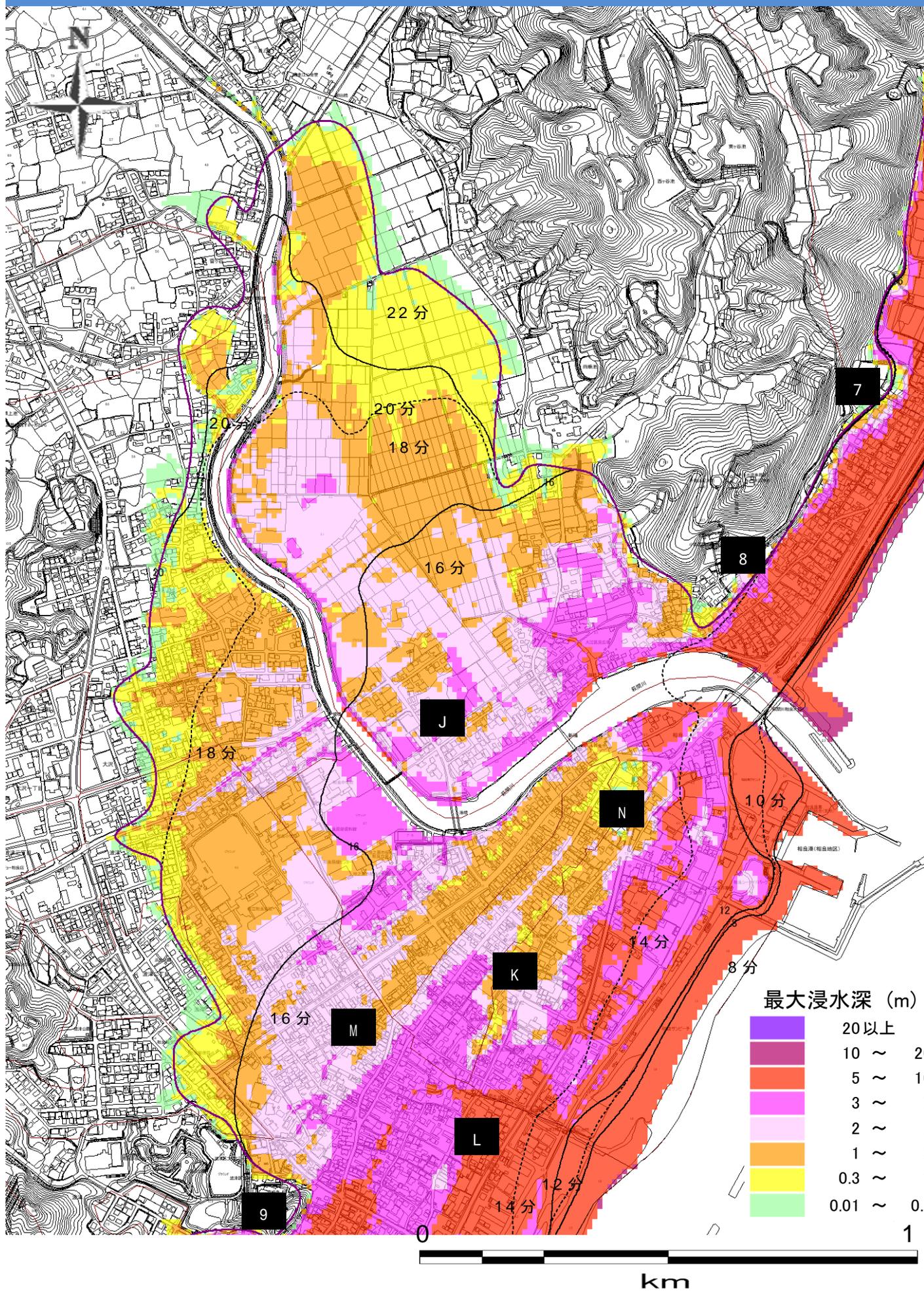
南海トラフ巨大地震被害想定図 片浜地区(1)



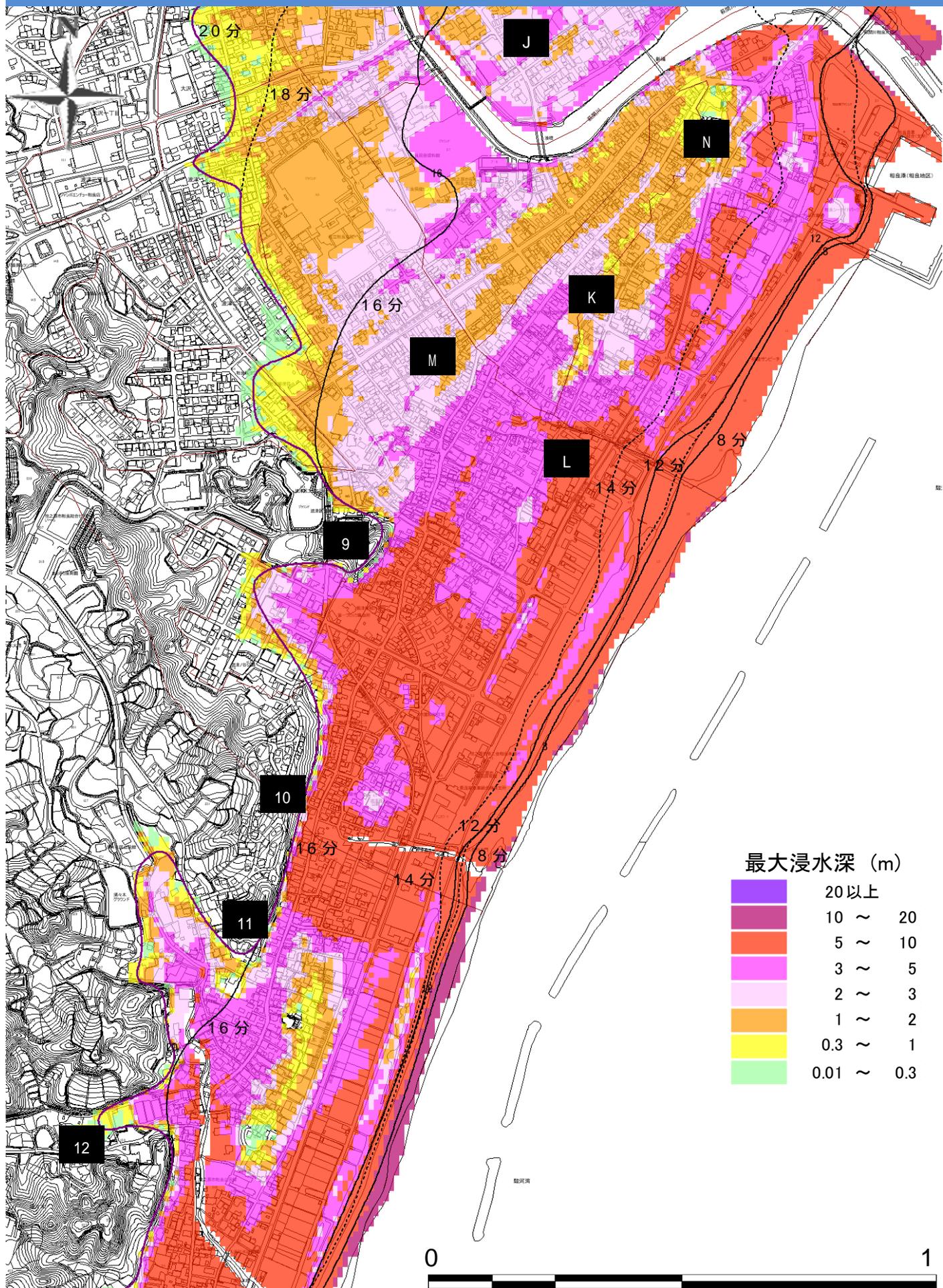
南海トラフ巨大地震被害想定図 片浜地区(2)



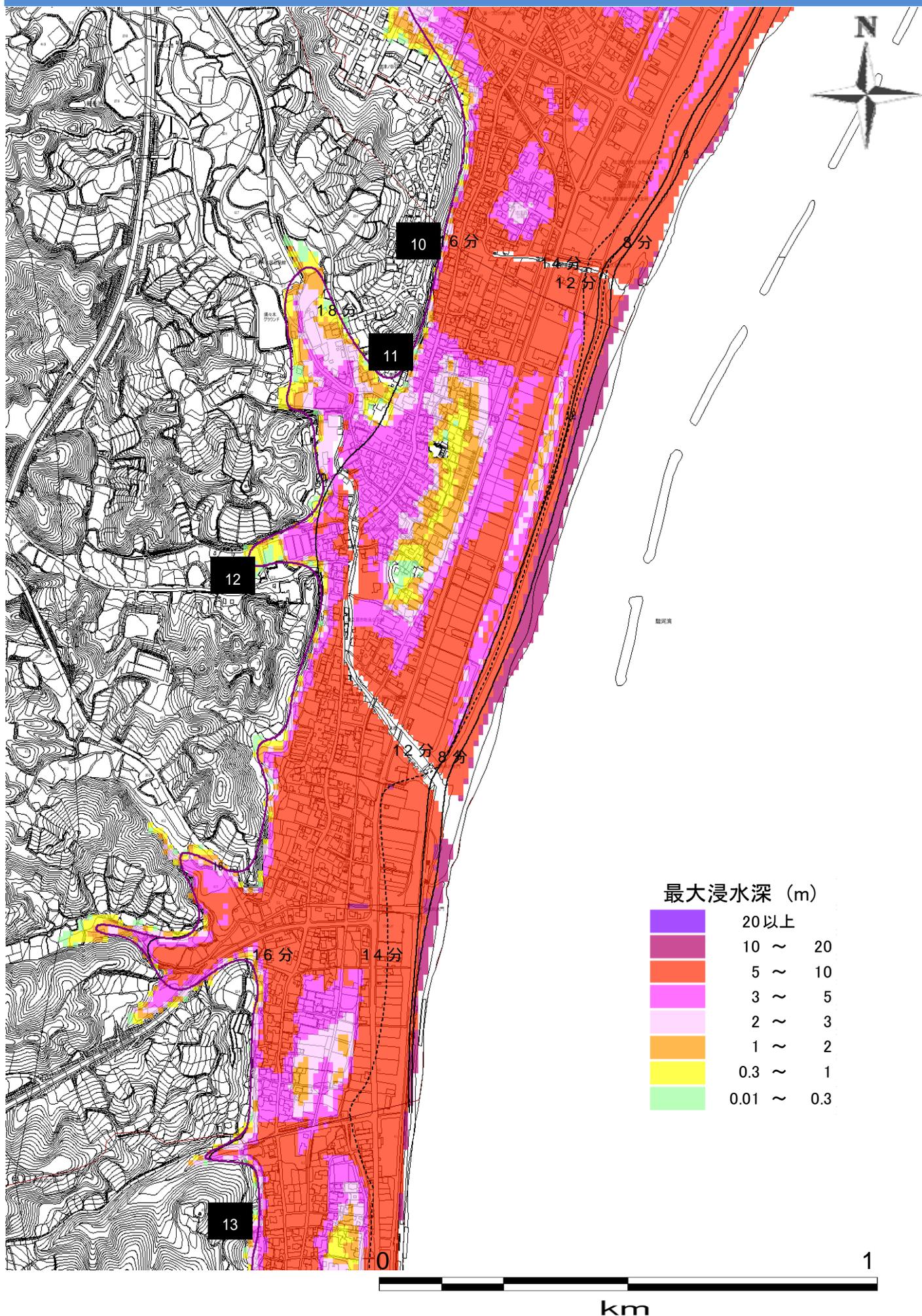
南海トラフ巨大地震被害想定図 相良地区(1)



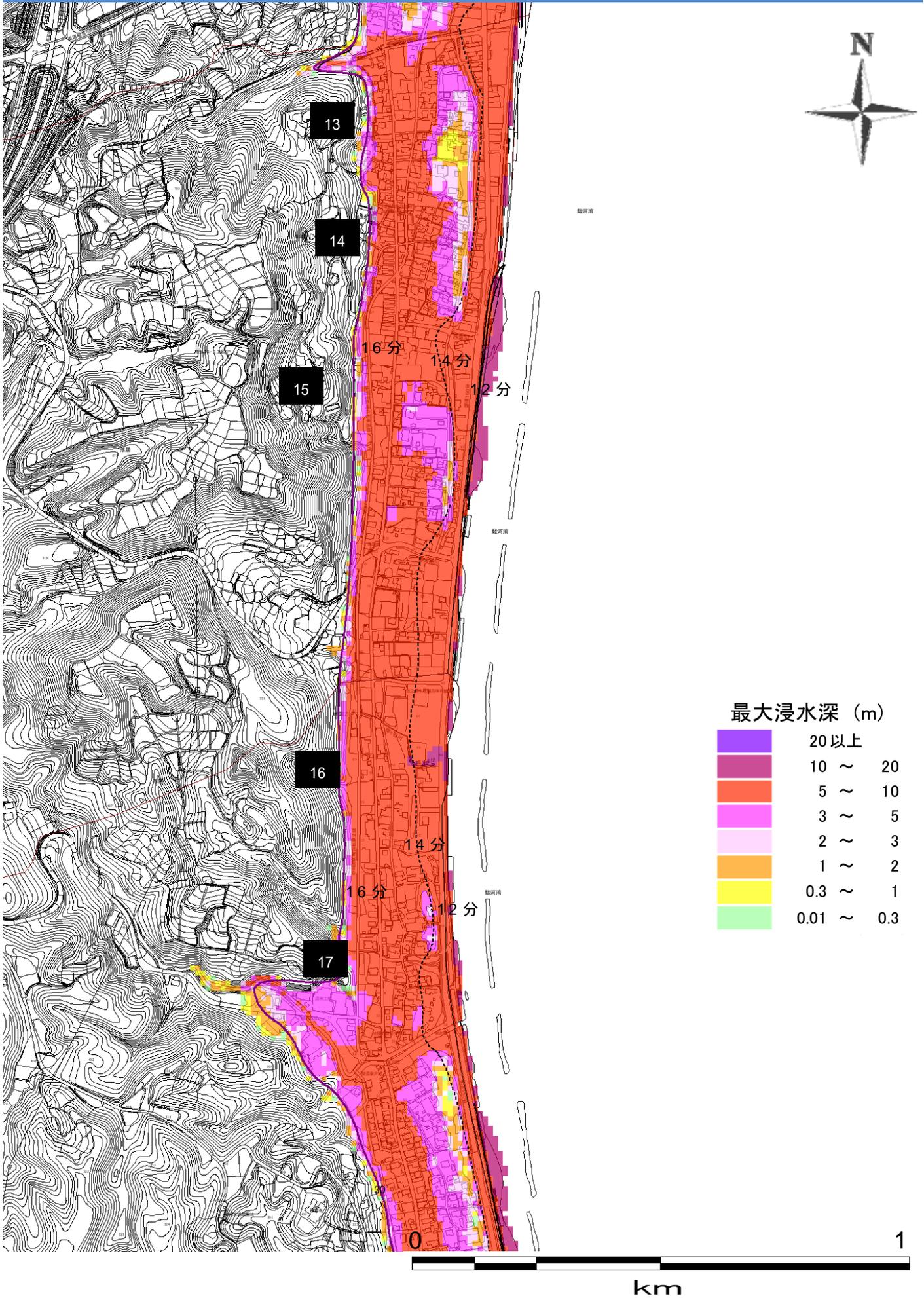
南海トラフ巨大地震被害想定図 相良地区(2)



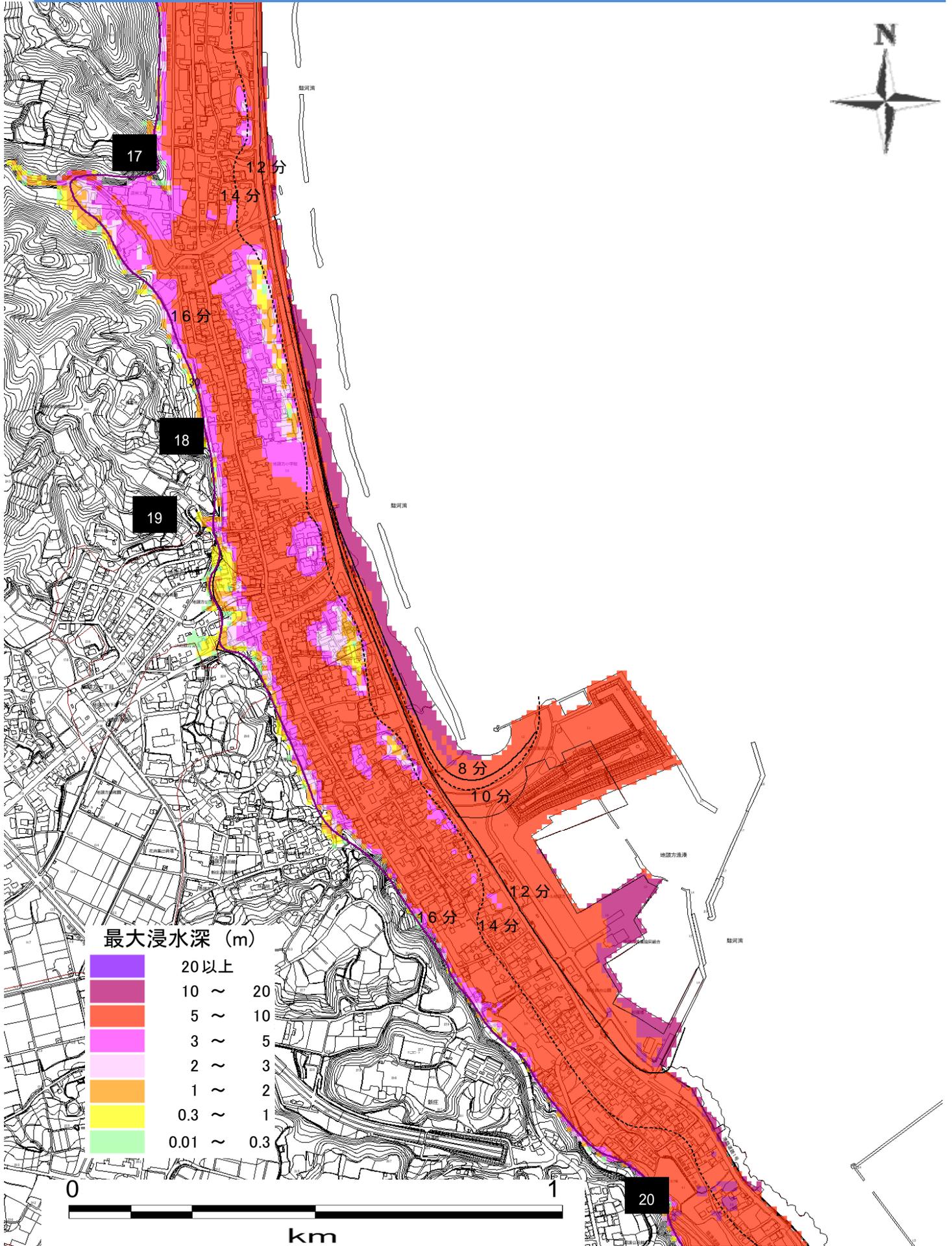
南海トラフ巨大地震被害想定図 相良地区(3)



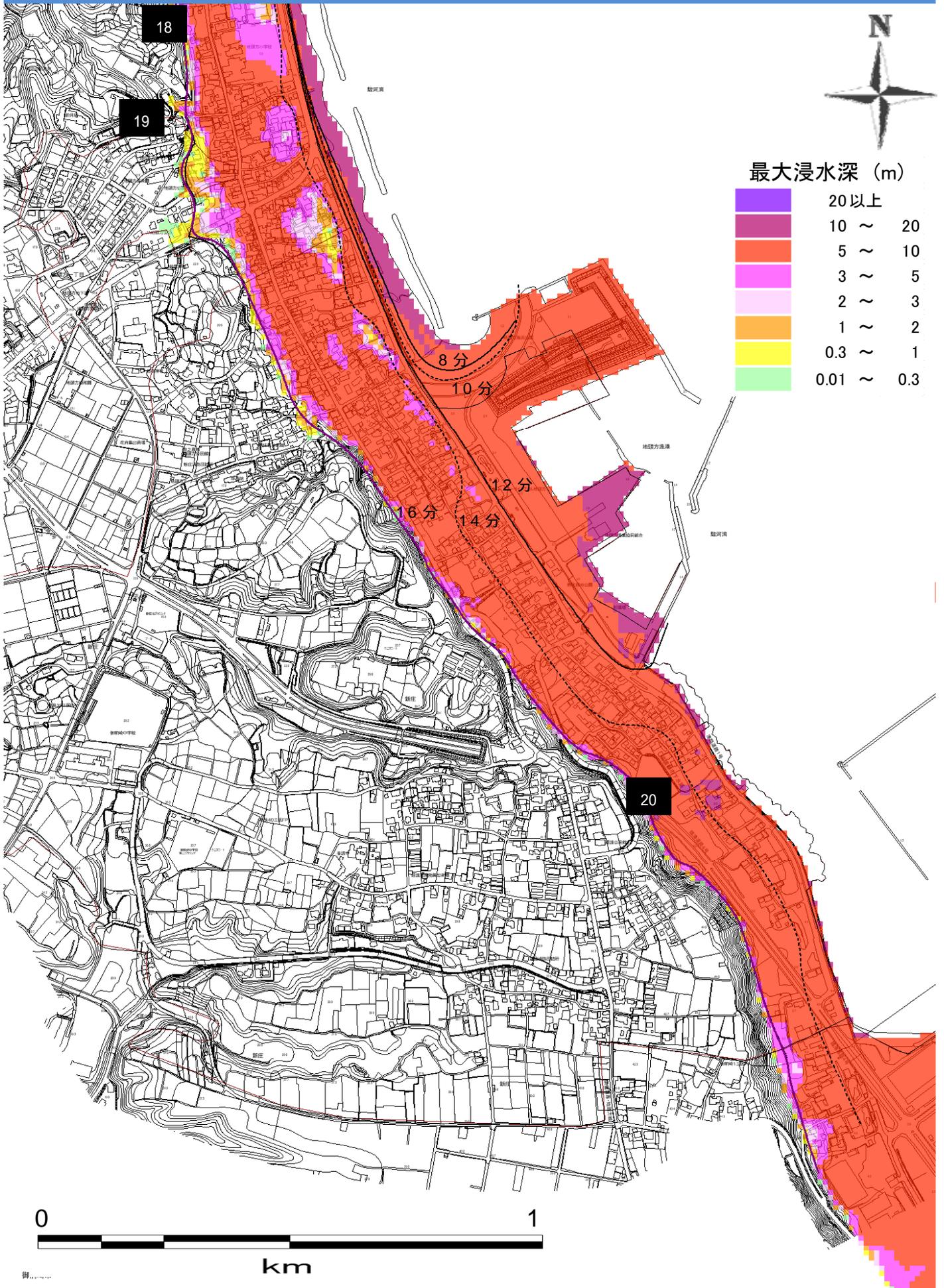
南海トラフ巨大地震被害想定図 地頭方地区(1)



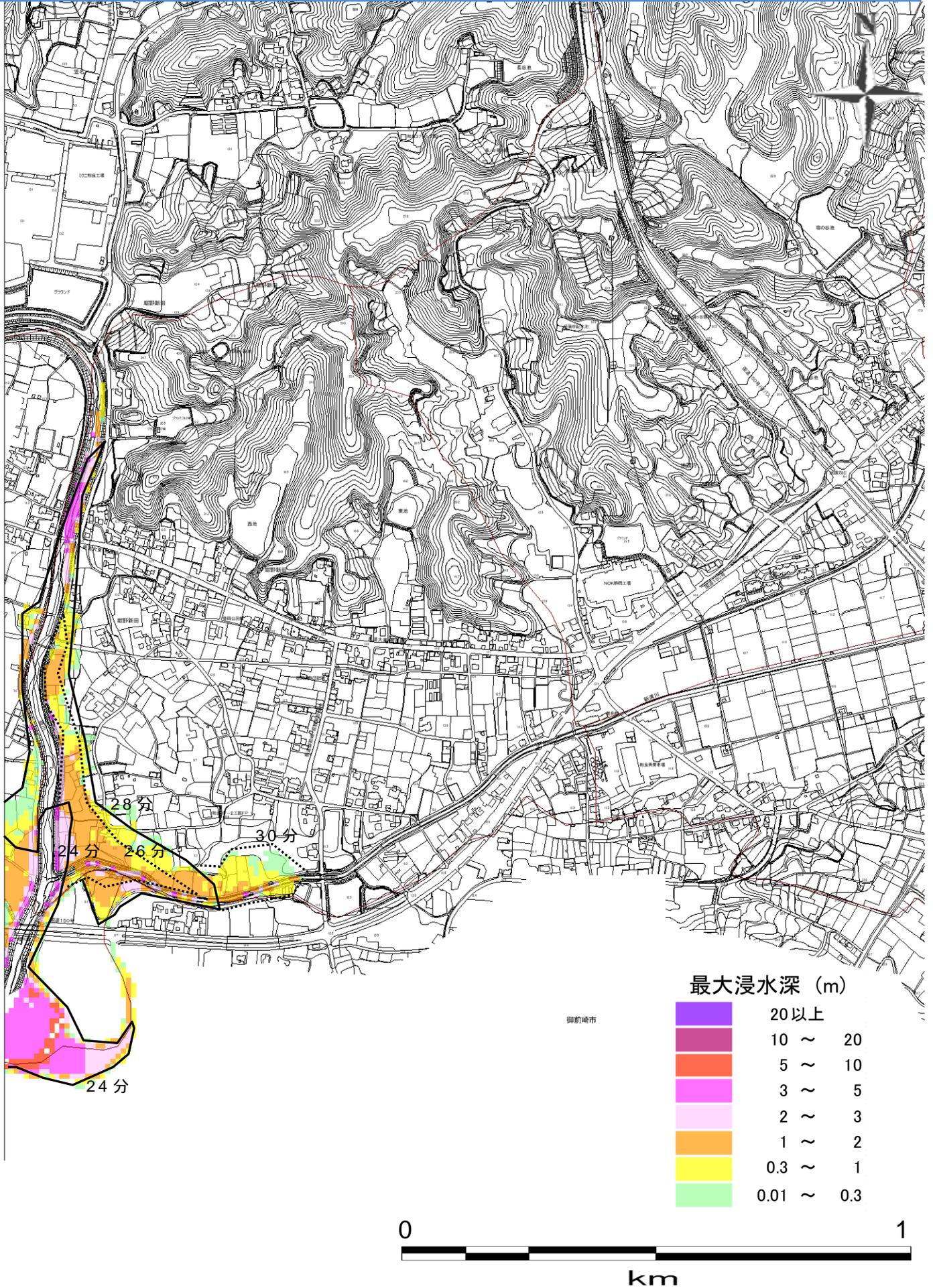
南海トラフ巨大地震被害想定図 地頭方地区(2)



南海トラフ巨大地震被害想定図 地頭方地区(3)



南海トラフ巨大地震被害想定図 地頭方地区(4)



24分 26分 28分 30分